（３）公共公益施設の緑化

<table>
<tr><td colspan="4">① 道路の緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">緑豊かなまちの印象を高め、季節の彩りが感じられるように、また防火帯や避難路となるよう、道路の緑化を推進します。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇街路樹等の整備拡大
・都市計画道路の整備促進により街路樹の植栽を拡大します。
・広幅員市道の街路樹の整備を促進します。
・道路法面の周辺の自然環境や生態系に配慮した緑地を確保します。
・主要交差点におけるスポット緑地を確保します。
・国道・県道における街路樹の整備を働きかけます。

◇潤いのある歩道空間の整備
・熊本の景観にふさわしい樹種の植栽を推進します。
・地域のシンボルとなる歩道景観形成に市民参加を促します。

◇街路樹等の適正管理
・道路交通の安全を確保し、自然樹形の保全に留意した剪定や害虫駆除を行います。
・街路樹等の保全意識の高揚を図ります。
・街路樹愛護会等、樹木の管理への市民参加を促します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>○
植樹活動への参加
街路樹等への維持管理協力</td><td>－</td><td>◎</td></tr>
</table>

■道路緑化の方向

幹線道路では緑量感のある街路樹を整備します。



日銀前



流通団地平成大通り

商店街や住宅地では沿道の雰囲気に合わせた彩りのある街路樹を整備します。



商店街の街路樹例
（シャワー通り）



住宅地の街路樹例
（八幡 11 丁目）

駅前や交差点では空地を活かした花壇等を整備します。



駅前広場の花壇（南熊本駅前）



交差点の花壇

<table>
<tr><td colspan="4">② 河川の環境整備</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">美しい、生物や植物にやさしい川、風を感じる水辺空間づくり等、潤いのある河川環境を整備します。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇美しい流れの確保
・下水道整備の促進により水質を浄化します。

◇多自然型の川づくり
・白川、加勢川のほか都市小河川や身近な小川の生態系に配慮した整備を行います。

◇親水空間の整備
・市街地を流れる白川、坪井川に親水空間を整備します。
・坪井川遊水池の有効活用を図ります。

◇市民参加による河川環境の保全
・清掃活動等を行う河川*ふれあい美化ボランティア制度への市民参加を促します。
・流域ごとに連携の取れた協力体制を強化します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>○
環境保全活動等への参加
流域ごとの活動連携</td><td>ー</td><td>◎</td></tr>
</table>

■河川の環境整備例



親水護岸の整備（鶯川）



水辺の遊歩道の整備（坪井川）

③ 学校の緑化			
施策方針	将来の森の都の担い手となる子どもたちの環境教育の場となる地域の緑の拠点を守り育てます。		
施策内容	◇学校樹の整備 ・ 学校の環境保全のため、既存樹木等を適正に管理します。 ・ 記念樹やシンボルツリー等を教育活動に活かしていきます。 ◇花壇等の整備 ・児童生徒の情操教育に資するため花壇等の植栽を維持管理します。		
市民・事業者・行政の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 維持管理活動への協力	○	◎

■学校緑化の具体例

既存の豊かな緑を大切に育て、地域の緑の拠点となる緑を育成します。



碩台小学校



託麻原小学校

敷地外周に潤いある空間をつくります。生垣の整備等を行います。



尾ノ上小学校

校門前や道路沿いには、校内の既存樹木を活かした広場や歩道を整備します。



京陵中学校

<table>
<tr><td colspan="4">④ 社会体育施設の緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">市民のスポーツ振興や、健康増進の場となる緑豊かな社会体育施設の整備を行います。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇社会体育施設の整備・緑化
（平成 15 年度末　17 ヶ所、面積 34.5ha）
・社会体育施設の整備にあたっては、敷地外周、駐車場、入口部分の修景等施設内の緑化を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>○
維持管理活動への協力</td><td>ー</td><td>◎</td></tr>
</table>

■社会体育施設緑化例



アクアドーム



南部スポーツセンター

⑤ その他の公共施設の緑化			
施策方針	市民センター、コミュニティーセンター、浄化センター等の公共施設では、地域の植生や緑の効果に配慮した緑化を進めます。		
施策内容	◇市民センター、コミュニティーセンター、浄化センターの緑化充実 ・敷地外周の生垣化や植栽帯の整備と玄関前等の花壇による修景を行います。 ・浄化センター、クリーンセンター等施設では、大気浄化、騒音防止、防火防臭機能のある樹木を植栽します。 ・港湾緑地の整備を働きかけます。 ◇緑化担当者の配置 ・緑化担当者の配置を検討する等、計画的な緑化と維持・管理を進めます。		
市民・事業者・行政の果たす役割	市民	事業者	行政
	○ 植樹活動への参加 維持管理活動への協力	ー	◎

■コミュニティー施設緑化例



飽田総合支所



博物館

（４）民有地の緑化

<table>
<tr><td colspan="4">① 住宅地の緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">住宅地では、各家庭が協力し外に開かれた緑化に努め、潤いある居住空間を創ります。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇戸建住宅
・既存樹木を保全します。
・それぞれの家庭に応じた樹木の植栽と育成を促します。
・塀ブロックの生垣化を推進し、助成します。

◇集合住宅
・プランター、植木鉢等によるベランダ等の緑化を推進します。
・玄関へのプロムナード等を利用したシンボルツリーの植栽と育成を促します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>◎
生垣やベランダ等の緑化・維持管理</td><td>ー</td><td>○
住宅地の緑化奨励
緑化住宅に対する助成</td></tr>
</table>

■生垣等による緑化例



■ベランダ緑化例



<table>
<tr><td colspan="4">② 商業地域の緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">商業地では、それぞれの特性に応じた、賑わいのある中にも安らぎを感じる緑の空間を創ります。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇*総合設計制度の活用
・公開空地を活用し、緑の空間を確保します。

◇再開発事業等による緑地の確保
・再開発地区に地区のシンボルとなる緑地を確保します。

◇商店街の緑化の推進
・店主等が協力し、フラワーポット等を用いたそれぞれの商店街の特性を生かした修景・演出を推進します。

◇ビル緑化の推進
・屋上緑化、壁面緑化を奨励します。
・中高層建築物に対し、緑化推進の指導を強化します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>ー</td><td>◎
事業者による緑化整備</td><td>◎</td></tr>
</table>

■商業地域の緑化例



西銀座通り



城東町

<table>
<tr><td colspan="4">③ 工業地域の緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">工業地では、そこで働く従業員の職場環境の向上、建物周辺の環境保全、地域社会の融和を図るために、工場、事業所等の緑化を促します。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇敷地外周の緑化の推進
・工場外周の緩衝植栽を奨励し、助成します。
・建築物の緑化を推進します。

◇*緑地協定の締結推進
・既存の工場や事務所、新設される工業団地等の事業者に対して緑地協定の締結を呼びかけます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>ー</td><td>◎
事業所による敷地内の緑化・維持管理</td><td>◎</td></tr>
</table>

■工業地域の緑化例



外周緑化（木材工業団地）



入口付近の修景緑地（木材工業団地）

<table>
<tr><td colspan="4">④ まちぐるみの緑化</td></tr>
<tr><td>施策方針</td><td colspan="3">住宅地、商業地域、工業地域等、地域全体で緑豊かなまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって緑化を推進します。</td></tr>
<tr><td>施策内容</td><td colspan="3">◇花いっぱい作戦の推進
・街路や公園の花壇に四季折々の花を植えるとともに、市民の要望に応じ、花苗を配布します。

◇*緑地協定の締結推進
・新しく開発される住宅地等に対し、開発事業者や土地所有者の協力を得て、緑地協定を締結します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民・事業者・行政の果たす役割</td><td>市民</td><td>事業者</td><td>行政</td></tr>
<tr><td>◎
まちぐるみの緑化に対する理解と協力</td><td>◎
事業者による緑化への理解と協力</td><td>◎</td></tr>
</table>

■花いっぱい作戦





■緑地協定住宅地



秋津レークタウン



柿原団地

⑤　緑化地域の指定			
施策方針	都市緑地法に基づき、大規模敷地における建築物を対象に、緑化率規制が可能となる*緑化地域の指定に関して検討します。		
施策内容	◇候補地の選定及びその地区の指定に必要となる事項についての調査・研究。		
市民・事業者・行政の果たす役割	市民	事業者	行政
	○	○	◎

緑化施設のイメージ

